

東京穀物商品取引所・関西商品取引所からの米の上場申請について

1. 上場商品の概要

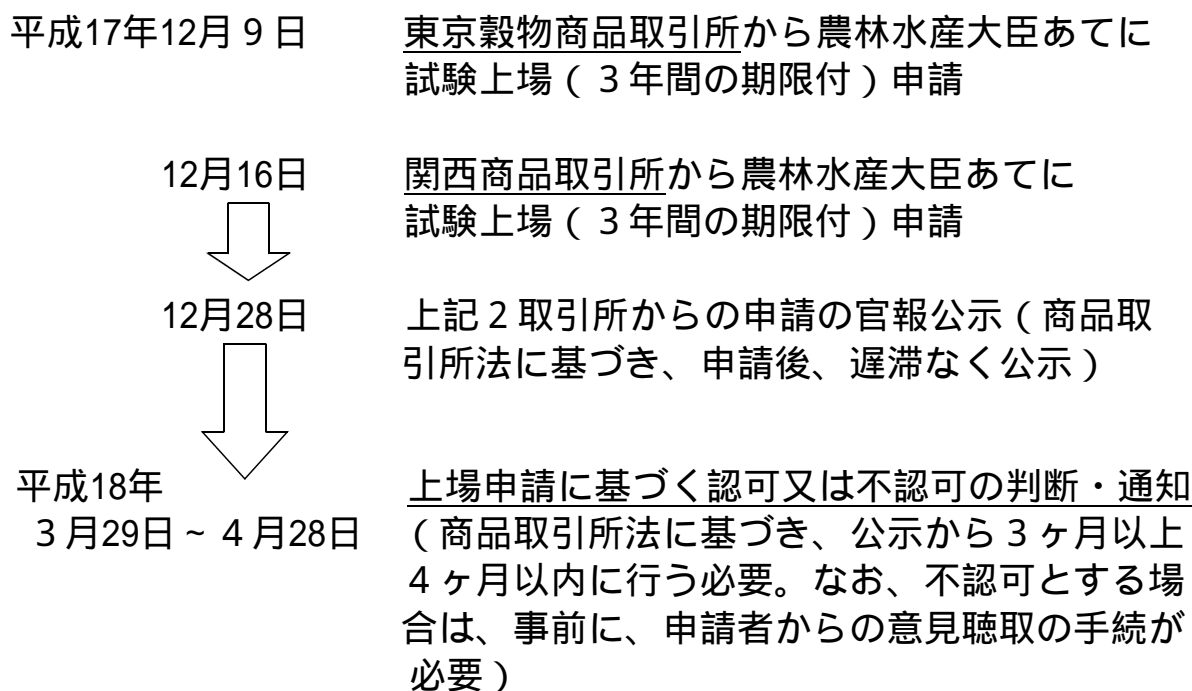
(1) 東京穀物商品取引所の米の先物取引試験上場に係る定款変更申請の要旨

申請年月日	平成17年12月9日
上場商品	米穀
開設期限	認可後、取引所で取引を開始してから3年間

(2) 関西商品取引所の米の先物取引試験上場に係る定款変更申請の要旨

申請年月日	平成17年12月16日
上場商品	米穀
開設期限	認可後、取引所で取引を開始してから3年間

2. 経過及び今後の日程



3. 先物取引の試験上場の認可・不認可の判断基準

以下に該当しない場合は認可しなければならない。（商品取引所法）

先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないこと。

生産及び流通に著しく支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあること。

試験上場（期限付き商品市場の開設）の関連条文（抜粋）

商品取引所法

（目的）

第1条 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品市場における取引等の受託を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする。

（定款）

第11条 （略）

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、または記録しなければならない。

一～十二 （略）

十三 商品市場に関する次に掲げる事項

イ 上場商品又は上場商品指数

ロ・ハ （略）

十四～十六 （略）

3～5 （略）

（定款の変更）

第155条 商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、会員商品取引所から第1項の認可の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる基準

イ 当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であって当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該会員商品取引所の会員になろうとするものであって当該商品市場において取引をしようとするもの（その出資の全額の払い込みが終了した者に限る。）の合計数が20人以上であり、かつ、その過半数の者が第10条第2項各号に掲げる者であること

ロ （略）

二 期限付商品市場（定款に存立期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 前号イに掲げる基準

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするため十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ハ 第15条第1項第2号から第4号までに掲げる基準

三～五 (略)

4・5 (略)

6 第1項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 (略)

二 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第15条第5項から第11項までの規定

7 (略)

8 主務大臣は、第1項の認可の申請が上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第352条(第8号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

(設立要件)

第10条 (略)

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品(以下「上場商品構成物品」という。)の売買、売買の媒介、取次若しくは代理、生産、加工又は使用(以下「売買等」という。)を業として行っている者

二 (略)

(許可の基準及び意見の聴取)

第15条 主務大臣は、第9条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 (略)

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

四 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五 (略)

2～9 (略)

10 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第9条の許可の申請があつた場合においては、第352条(第3号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第9条の許可があつたものとみなす。

(設立の許可)

第9条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(公示)

第352条 主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

一～六 (略)

七 第155条第1項の規定による認可又は不認可の処分(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。)をしたとき(同条第6項第2号において準用する第15条第1項の規定による場合を含む。)

八 第155条第2項の規定による認可(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。)に係るものに限る。)の申請書の提出があつたとき。

九・十 (略)

(会員総会の決議事項)

第60条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二～七 (略)

(会員総会の特別決議事項)

第61条 前条第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。